

(参考資料1)

チェックリスト判定基準表

平成17年8月

農林水産省

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4 または 更新償還率 ≤ 1.0
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、ダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整池等を有する地区においては12年、その他の地区においては9年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）

【優先配慮事項】

評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 次のいずれかに該当し、事業により生産性の向上が図られると見込まれること。 ・用水改良による冷害防止、干害防止、水管理の適正化などによる単収増 ・畑地かんがいによる単収増、作物選択の自由度の向上等生産性の向上 ・排水改良による乾田(畑)化による単収増、転作作物へのかんがいによる単収増など生産性の向上 ・関連事業としてほ場整備を実施することによる農作業の効率化等営農経費の節減 ・作付作物の変化による高収益作物の導入等による農業経営の安定化 ・現況施設の機能維持等による農業生産性の確保
	②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 当該事業を契機として、ほ場整備事業等による基盤整備とあわせ農地の集積等の地域農業の構造改善のための施策が実施されること。
	③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 既得水利権量の見直しを図る等水利秩序の形成・再編を行い水資源の有効活用が図られること。
	④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。 次のいずれかに該当し、事業の実施により防止解消できるもの。 ・老朽化により維持管理費が高んでいる。 ・老朽化により通水阻害等機能低下が生じている。 ・老朽化により農業災害が発生しているまたはその恐れがある。
	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められること。
	②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 地域発生資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず、再生資材）等の有効活用、共同工事の実施、新技術の導入等により、コスト縮減を図る計画となっている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。	地域の農業振興計画と当該事業の営農計画における整合性が図られている、または、市町村等地域の農業振興計画に事業の実施の必要性が位置づけられている。
	④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	次のいずれかに該当すること。 ・高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画または中山間地域等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランが策定されている地域である。 ・またはその見込みがある。 ・対象地域に指定されていない場合は、平野部を中心として基幹水利施設、ほ場等の生産基盤が重点的に整備されており、大規模かつ優良な農業地域としてのポテンシャルを有している等地域の状況により判断。
	⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。	一般被害が生じているまたはその恐れがあり、事業により解消できるものであること。
	⑥地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会等が設立されている。
	⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意及び土地改良区の総代会の議決等。
	⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	同左
	⑨関連する他事業との調整が図られている。	同左
	⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）

【特定監視項目】

評価の内容		判 定 基 準
地質状況	・地質状況に基づいた施設設計画としている。	・地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設設計画としている。
受益面積	・最近年の面積を把握している。	・地元意向等を確認のうえ、一定地域を定めるとともに、台帳等により最近年の面積を把握している。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業発展の阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、ダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整池等を有する地区においては12年、その他の地区においては9年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①作物・農地等における洪水等の被害防止または軽減が図られる。	作物・農地等において洪水等の被害が発生しており、事業により解消できるものであること。
	②地域の農業生産及び農業経営の維持・向上が図られる。	次のいずれかに該当し、用水安定供給または排水の回復による等営農展開が可能となり生産性の維持・向上が図られると見込まれること。 ・水質汚濁の解消による単収増や品質向上等の生産性の向上。 ・地域排水機能の回復、特殊土壌での排水改良による生産性の向上。 ・地盤沈下により低下した通水能力を回復することによる生産性の維持。 ・基幹施設、ため池等の機能回復を行う地区において用水の安定供給、排水能力の回復を図ることによる地域農業の生産性の維持。
事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較からおおむね妥当であると認められること。
	②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっていること。
	③地域防災計画等に位置づけられている、またはその見込みがある。	同左
	④一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである。	一般被害が生じているまたはその恐れがあり、事業により解消できるものであること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑤周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。	同左
	⑥高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	次のいずれかに該当すること。 ・高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画または中山間地域等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランが策定されている地域である。 ・またはその見込みがある。 ・対象地域に指定されていない場合は、平野部を中心として基幹水利施設、ほ場等の生産基盤が重点的に整備されており、大規模かつ優良な農業地域としてのポテンシャルを有している等地域の状況により判断。
	⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村や受益農家の同意及び土地改良区の総代会の議決等が得られていること。
	⑧施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達していること。
	⑨地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会が設立されていること。
	⑩関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	同左
	⑪関連する他事業との調整が図られている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【特定監視項目】

評価の内容		判 定 基 準
地 質 状 況	・地質状況に基づいた施設設計画としている。	・地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設設計画としている。

チェックリスト判定基準表（直轄海岸保全施設整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の低下等により事業の必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
5. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 海岸保全基本計画に位置づけられていること。 ・ 海岸法等の規定要件を満足すること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（直轄海岸保全施設整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①相当程度広がりがある海岸背後地が防護される。	・ 防護面積が50ha／km以上。 ・ 防護人口が500人／km以上。
	②海岸災害等からの被災者の減少が見込まれる。	防護（浸水及び侵食）地域内で被災を受ける恐れのある住民数が事業実施により減少する見込みがあること。
	③海岸災害等からの被害面積の減少が見込まれる。	浸水地域の範囲が事業実施により減少する見込みがあること。
	④海岸侵食からの国土消失面積の減少が見込まれる。	事業実施により侵食地域が減少する見込みがあること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	①海岸事業による効果のうち、農業関係の割合が高い。	全体効果のうち、農業関係の効果が概ね50%以上であること。
	②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	地域発生材（建設副産物、砂）等の有効活用、連携事業の実施、新技術の導入等により、コスト縮減を図る計画となっていること。
	③事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	近傍の実施地区と比べ、妥当なものとなっていること。
	④過去災害による農業被害等が発生するなど、今後も地域の自然・地形条件により、災害発生の危険性が高い地域となっている。	・過去の災害により、農地浸水や死者・行方不明者などの記録が残っていること。 ・緊急点検箇所、外洋に直接面している箇所、台風の常襲地帯、軟弱地盤等の災害発生危険地域に該当すること。
	⑤防護区域内に重要な一般・公共施設等がある。	人家、病院、老人ホーム、身障者施設または国道、県道、鉄道、空港、官公署、あるいは、団地規模が概ね20ha以上で、かつ高性能な機械による営農が可能な土地条件を備えているか、整備して備え得る農地が防護区域内にあること。
	⑥海岸保全施設の安定度が低下している。	事業実施を予定する海岸保全施設の主要部分に広範囲の変状が発生していること。
	⑦耐震対策の計画がある。	耐震設計に基づく計画が策定されていること。
	⑧他事業との関連で緊急性がある。	他の公共事業（治山事業や漁港修築事業等）等と連携をとるため早急に事業を実施する必要があること。
	⑨地域住民に対し、事業計画の内容等について説明を行い、事業施行に係る合意形成が図られている。	地域住民への公聴会等により計画が周知されていること。
	⑩都道府県及び市町村に本事業と関連のある防災に関する計画がある。	地域防災計画等に位置づけられているまたは、位置づけられる見込みとなっていること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。